

奈良県福祉・介護人材確保協議会規則をここに公布する。

奈良県福祉・介護人材確保協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県福祉・介護人材確保協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 介護その他の福祉の人材の確保に関して優れた識見を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第三条 委員の任期は三年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集する。

(委員以外の者の出席)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第七条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課において処理する。

(平三〇規則三三・一部改正)

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年規則第三三号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。